

# 監査報告

平成26事業年度

年金積立金管理運用独立行政法人

# 監査報告

平成27年6月23日

年金積立金管理運用独立行政法人  
理事長 三谷隆博 殿

年金積立金管理運用独立行政法人

監事 吉江純彦 印

監事 石澤照久 印

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項並びに年金積立金管理運用独立行政法人監事監査規程（以下「監査規程」という。）第25条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務並びに事業報告書、決算報告書及び財務諸表について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告いたします。

## I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査室、企画部その他職員（以下「役員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、経営企画会議・投資委員会その他重要な会議及び委員会に出席し、役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況及び厚生労働大臣に提出する書類を調査しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、平成26事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書）及び決算報告書並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

\* 上記は、当法人が監査報告書の原本の署名及び印影部分を電子化し作成したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。

## II 監査の結果

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標及び中期計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- 3 役員の仕事の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- 4 財務諸表及び決算報告書に係る会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認めます。
- 5 事業報告書は、法令に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。

## III 独立行政法人に求められた事務・事業の見直し、資産・運営等の見直しについて法人の講ずべき措置は、着実に推進されているものと認めます。

以上